

日野市子ども部子育て課

【重要】令和7年4月以降の児童手当の支給額改定について

令和7年4月以降の児童手当の支給額について、同封の「額改定通知書」にてご確認ください。
また、このご案内は、以下の①、または②に該当する受給者の方に送付しています。

- ① 令和7年3月末で18歳の年度末を迎える子を養育している受給者
- ② 22歳年度末が到達前であり、令和7年3月に短大・大学等卒業見込みの子を養育している受給者

▼ 22歳未満の子(H15.4.2以降に生まれた子)を3名以上(多子加算対象)養育している方は、「額改定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
なお、養育しているお子様が2名以下の方は、以下のお手続きは必要ありません。

注意事項

- (1) 提出期限:令和7年3月31日【必着】
- (2) 令和7年4月1日以降に提出された場合は、提出のあった日の属する月の翌月分からの多子加算の対象となります。
- (3) 提出がない場合は、多子加算のカウント対象外となります。

★「監護相当・生計費の負担についての確認書」の詳細は裏面、またはこちらからホームページをご覧ください。



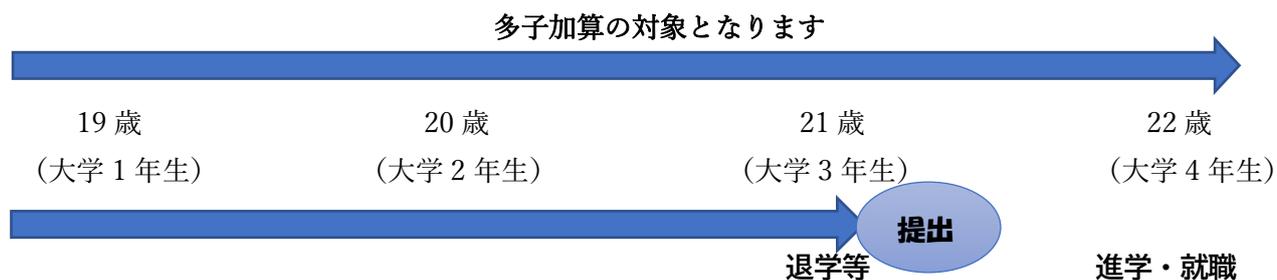
1. 提出が不要な方 ■ 養育しているお子様が2名以下の方
■ 養育しているお子様が3名以上だが、上記①、または②に該当する受給者の方で、お子様が独立して生計を営む(受給者に経済的負担がない)方
2. 提出が必要な方 ■ 22歳未満の子(H15.4.2以降に生まれた子)を3名以上(多子加算対象) 養育しており、かつ、上記①、または②に該当する受給者の方で、お子様について、以下の2点を満たしている方(同居・別居は問いません)
 - ・監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている
 - ・生計費の相当部分(生活費・学費等)の負担をしている
3. 提出書類 A. 額改定請求書
 B. 監護相当・生計費についての確認書
 同封の返信用封筒にてご提出ください。

【お問い合わせ先】

日野市子ども部子育て課助成係
電話042-514-8598 (直通)

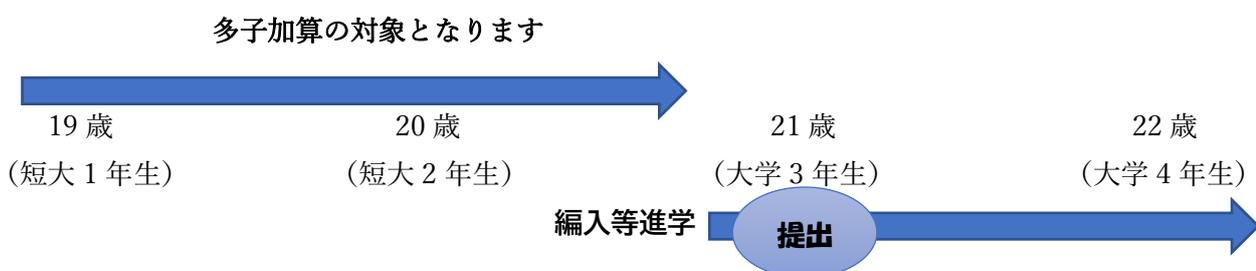
「監護相当・生計費の負担についての確認書」について

【大学に進学した場合】



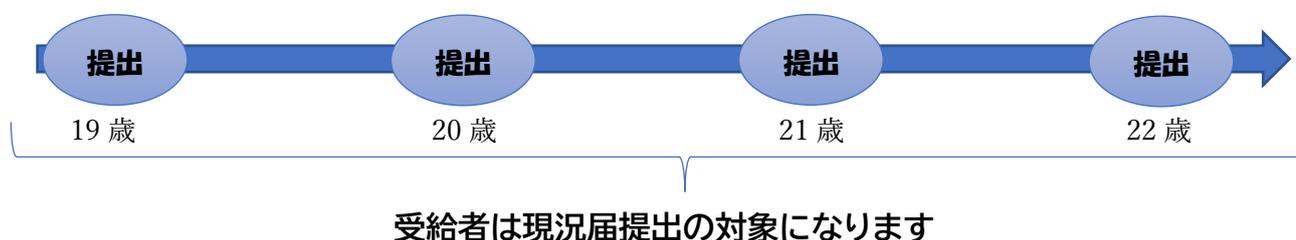
- ・卒業予定年月が22歳年度末となるため、確認書の提出は基本的に18歳年度末時期の提出のみとなります。
- ・退学等の状況の変化があり、提出済みの確認書の内容に変更がある場合(学生⇒社会人等)は、再度、確認書を提出する必要があります。

【短大・専門学校に進学した場合】



- ・卒業予定年月が22歳年度末より前となるため、子の監護・養育状況を確認する必要があります。改めて確認書の提出をお願いします。
- ・退学等の状況の変化があり、提出済みの確認書の内容に変更がある場合(学生⇒社会人等)についても、再度、確認書を提出する必要があります。

【就職・無職の場合(経済的負担あり)】



- ・子の監護・養育状況の確認のため、毎年6月の現況届にて確認書の提出が必要になります。
- ※子が就職や婚姻等により、独立して生計を営む(受給者に経済的負担がない)場合は、多子加算児童に該当しません。